

令和8年度 環境保全型農業直接支払交付金のご案内

◆ 環境保全型農業直接支払交付金とは？

有機農業や堆肥の施用など、環境保全に効果の高い農業に取り組む方を対象に支援を行う交付金事業のことです。



◆ 対象者

● 任意の農業者団体

※支援の対象となる取組を行う農業者2名以上を構成員に含む必要があります。

● 個人農業者（※下記の(1)又は(2)のいずれかを満たす必要があります。）

(1) 支援の対象となる取組の実施面積が当該農業集落の耕地面積の1/2以上

(2) 支援の対象となる取組の盛岡市内における合計面積が12.6ha以上

※上記(1)及び(2)について、作物が稲、麦、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物以外の作物であるときは、(1)の場合は『農業集落の耕地面積の「2割以上」』、(2)の場合は「6.32ha以上」を要します。

● 複数の農業者で構成される法人

※農業協同組合を除きます。

◆ 支援の対象となる取組

交付金は、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて、以下のような環境保全型農業の取組に対して支援されます。（※取組の詳細は本紙裏面にて案内する盛岡市HPからご確認ください。）

取組内容	作物	交付単価(円/10a)
① 有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
② 堆肥の施用	—	3,600
③ 緑肥の利用	—	5,000
④ 総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	そば等雑穀、飼料作物	2,000
⑤ 炭の投入	—	5,000
⑥ 取組拡大加算	—	4,000

◆ 支援対象の要件

- 支援の対象となる農作物を販売することを目的に生産を行っていること。
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進などの推進活動等)に取り組むこと。

(裏面に続く)

◆ 事前相談のお願い(※新規申請者のみ)

予算確保のため、新規で取組を開始する場合は、**令和7年11月14日(金)までに**お問い合わせ先に記載の担当部署まで、下記の項目についてご連絡願います。

(1) 取組内容

※チラシ表面の支援の対象となる取組の中から選択してください。

(2) 作付予定面積

※農業者の組織する団体を形成する場合、その構成員分の見込面積をお知らせください。

◆ 申請手続き

① 農業者の組織する団体の設立(※任意の農業者団体の場合のみ)

→ 代表者、組織の規約を定め、組織としての口座を開設してください。

② 計画の策定

→ 構成員が取り組む圃場と取組内容を策定してください。

③ 事業計画等書類の提出

→ **令和8年6月末までに**盛岡市の担当部署に提出してください。

◆ 注意事項

- 申請面積全てが支援の対象となるものではありません。支援対象取組を適切な栽培管理で行ったと認められた面積が支援の対象となります。
- 国の予算の範囲内で交付金を交付するため、全国の申請額が国の予算を上回った場合は、交付金が減額されることがあります。
- 交付金は取組終了後に支払われます。(年度をまたぐ場合は次年度改めて手続きが必要となる場合があります。)
- 主たる作物一作のみを交付対象とします。

◆ お問い合わせ先

主たる耕作地	担当部署	電話番号
旧盛岡地域・都南地域	農林部 農政課 生産振興係	019-613-8457
玉山地域	玉山総合事務所 産業振興課 農政商工係	019-683-3852

【参考】盛岡市HP

※事業の詳細は、盛岡市HPをご確認ください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/nogyo/1048404/1008194.html>

